

「芽室町議会委員会条例」の一部改正

■条例の改正点と背景

[要改正事項]

①役場機構改革による「課設置条例改正」に伴う改正

②教育委員長から教育長への法改正に伴う改正

（平成27年4月1日施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」により、教育長に統合されて、教育委員長が廃止されたことによる）

■議論のポイント

①役場機構改革による「課設置条例改正」に伴う改正

- ・常任委員会名（従来の委員会名で良いか・変更必要か）
- ・両委員会の「所管」バランス（事務事業、係、・・・）
- ・従前からの継続性

②教育委員長から教育長への法改正に伴う改正

- ・現状に合わせるため特に論点無し

■改正スケジュール

- ・12月24日 第22回議運
- ・1月 日 第23回議運
- ・1月 日 第10回全員協議会
- ・1月 日 第24回議運

- ・2月19日 第 回議運 : 3月定例会議提案事項

- ・3月2日 3月定例会議議案審議

■委員会条例(抜粋)

(常任委員会の名称、委員の定数及びその所管)

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

(1) 総務経済常任委員会 8人

総務課、企画財政課、税務課、出納課、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会、農林課、商工観光課、建設都市整備課、水道課、農業委員会及び上水道事業に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項

(2) 厚生文教常任委員会 8人

住民生活課、保健福祉課、子育て支援課、教育委員会及び公立芽室病院事業に関する事項

(出席説明の要求)

第19条 委員会は、審査又は調査のため、町長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

■令和3年度 組織機構図

資料1参考-1(第22回議運資料4参考-1)

■令和2年度 組織機構図

【改正後】

NO	課名	NO	係名	旧係及び主な事務変更等
1	政策推進課	1	政策調整係	企画調整係
		2	広報広聴係	町長秘書業務追加
		3	財政係	
2	総務課	4	総務係	
		5	行政経営係	
		6	契約法制係	契約+文書法制
		7	危機対策係	防災・減災、庁舎・公用車管理
3	魅力創造課	8	魅力創造係	新規設置（協働、郷土愛）
		9	魅力発信係	観光物産係
4	都市経営課	10	都市経営係	公共施設マネジメント係+管財
		11	建築住宅係	都市建築係+公営住宅係
5	住民税務課	12	住民窓口係	上美生出張所（窓口）
		13	納税係	
		14	住民税係	
		15	資産税係	
6	健康福祉課	16	社会福祉係	
		17	障がい福祉係	
		18	保健推進係	
		19	国保医療係	
7	高齢者支援課	20	介護保険係	
		21	在宅支援係	
		22	介護予防係	
		23	子育て支援係	
8	子育て支援課	24	発達支援係	
		25	児童係	子どもセンター係と統合
			ひだまり保育所	
			上美生保育所	
9	農林課	26	農務係	農林係と農産係の役割整理
		27	林務係	〃
		28	畜産係	
		29	土地改良係	
10	商工労政課	30	商業振興係	商工振興係の役割整理
		31	工業労政係	〃
11	環境土木課	32	生活環境係	生活環境係+交通防犯
		33	公園係	
		34	道路整備係	建設係
		35	道路維持係	土木維持係
12	水道課	36	水道庶務係	
		37	水道工務係	
		38	下水道工務係	
13				
14	出納課	39	出納係	
15	公立芽室病院	40	総務係	
		41	経営企画係	新設設置
		42	医事係	
16	教育推進課	43	教育総務係	総務係
		44	教育推進係	学校教育係
		45	給食係	
17	生涯学習課	46	社会教育係	
		47	スポーツ振興係	
18		48	図書館係	
19	議会事務局	49	総務係	
	監査委員事務局 (選挙管理委員会/公平委員会)			
	農業委員会事務局	50	農地振興係	

【改正前】

NO	課等名	人数	No.	係名	人員
1	総務課 ●参事：危機管理担当	21	1	総務係	5
			2	行政経営係	3
			3	契約管財係	3
			4	地域安全係	3
			-	総務課付	5
2	企画財政課 ●参事： 公共施設マネジメント推進担当	15	5	企画調整係	3
			6	財政係	3
			7	広報広聴係	4
			8	公共施設マネジメント係	3
3	税務課 ●参事：納税推進担当	12	9	納税	3
			10	町民税	3
			11	資産税	4
4	住民生活課	14	12	住民	4
			13	生活環境	2
			14	公営住宅係	2
			15	国保医療係	5
5	保健福祉課	26	16	社会福祉係	3
			17	障がい福祉係	4
			18	保健推進係	5
			19	在宅支援係	4
			20	高齢者相談係	5
			21	介護保険係	4
6	子育て支援課	29	22	児童係	4
			23	子育て支援係	8
			24	発達支援係	6
				保育所	8
				子どもセンター係	2
7	農林課	15	26	農林係	3
			27	農産係	3
			28	畜産係	3
			29	土地改良係	5
8	商工観光課 ●参事：工業振興担当	10	30	商工振興係	4
			31	観光物産係	4
9	建設都市整備課	15	32	都市建築係	3
			33	公園緑地係	3
			34	建設係	3
			35	土木維持係	5
10	水道課	9	36	庶務係	3
			37	水道工務係	3
			38	下水道工務係	2
11	出納課	3	39	出納係	2
12	公立芽室病院	5	40	庶務係	4
13	学校教育課	12	41	総務係	2
			42	学校教育係	6
			43	給食係	3
14	社会教育課	9	44	社会教育係	4
			45	スポーツ振興係	2
			46	図書館係	2
15	議会事務局	3	47		2
16	監査委員事務局 (公平委員会)	1			
17	農業委員会事務局	3	48		2
		202			181

17課（4参事） / 48係

※意思決定機関として「経営戦略会議」を設置する（芽室）

19課 / 50係

■地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(設置)

第二条 都道府県、市(特別区を含む。以下同じ。)町村及び第二十一条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。

(組織)

第三条 教育委員会は、教育長及び四人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあっては教育長及び五人以上の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあっては教育長及び二人以上の委員をもつて組織することができる。

(任命)

第四条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するものの中から、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するものの中から、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3 ~ 5 略

(改正前)

第十二条 教育委員会は、委員(第十六条第二項の規定により教育長に任命された委員を除く。)のうちから、委員長を選挙しなければならない

(任期)

第五条 教育長の任期は三年とし、委員の任期は四年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることができる。

(服務等)

第十一条 1 ~3 略

4 教育長は、常勤とする。

(教育長)

第十三条 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第十四条 教育委員会の会議は、教育長が招集する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案の概要

趣 旨

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を行う。

概 要

1. 教育行政の責任の明確化

- 教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置く。（13条関係）
- 教育長は、首長が議会同意を得て、直接任命・罷免を行う。（4条、7条関係）
- 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。（13条関係）
- 教育長の任期は、3年とする（委員は4年）。（5条関係）
- 教育委員から教育長に対し教育委員会会議の招集を求めることができる。（14条関係）
また、教育長は、委任された事務の執行状況を教育委員会に報告する。（25条関係）

2. 総合教育会議の設置、大綱の策定

- 首長は、総合教育会議を設ける。会議は、首長が招集し、首長、教育委員会により構成される。（1条の4関係）
- 首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を策定する。（1条の3関係）
- 会議では、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行う。調整された事項については、構成員は調整の結果を尊重しなければならない。（1条の4関係）

3. 国の地方公共団体への関与の見直し

- いじめによる自殺の防止等、児童生徒等の生命又は身体への被害の拡大又は発生を防止する緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して指示ができることを明確化するため、第50条（是正の指示）を見直す。（50条関係）

4. その他

- 総合教育会議及び教育委員会の会議の議事録を作成し、公表するよう、努めなければならない。（1条の4⑦、14条⑨関係）
- 現在の教育長は、委員としての任期満了まで従前の例により在職する。（附則2条関係）

※政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、教育委員会を引き続き執行機関とし、職務権限は従来どおりとする。

施 行 期 日

平成27年4月1日